

## 令和7年度船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託仕様書

1. 業務名 令和7年度船橋市特定保健指導（積極的支援）業務委託

2. 契約期間

令和7年7月1日 ～ 令和8年3月31日

3. 業務概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に基づき、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、改善に向けた行動変容の方向性を導き出し、健康的な生活が継続できるように支援する特定保健指導を行う。

また特定保健指導にスマートフォンやパソコン等（以下、「ICT機器」という。）及びウェアラブル端末を活用することで利便性の向上を図るとともに、自身の健康状態や取組結果を見える化することで、対象者の行動変容及び行動継続を促す。

4. 委託基準

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）及び同基準に基づく「特定保健指導の外部委託に関する基準」で定められている実施基準を満たしていること。

(2) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録しており、「運営についての重要事項に関する規定の概要」を「特定健康診査機関・特定保健指導機関データベース」または、自前のホームページ等に掲載し、被保険者が確認できること。

5. 対象者及び実施予定者数

対象者は下記条件に該当した者とする。

(1) 令和7年度に船橋市特定健康診査または船橋市一般健康診査を受診した者のうち、引き続き国民健康保険被保険者または生活保護受給者である者※

(2) 受診結果より積極的支援と判定された者。なお、特定保健指導委託医療機関等により初回面接を行った者も含む。

(3) 原則として令和7年7月から令和8年3月までの期間で特定保健指導利用券が発送された者

(4) 年度末年齢が40歳から64歳までの者

※必要な要件を満たし、市の健康診査と同様な検査を実施したと認められる者を含む

発送月	対象者数（見込み）									
	令和7年						令和8年			合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国民健康保険被保険者	0	32	19	63	70	70	107	101	98	560
生活保護受給者	0	0	10	4	4	7	3	0	4	32
合計	0	32	29	67	74	77	110	101	102	592

※対象者数は推計値であり、その数を確約するものではない

	支援期間 3 か月実施者数（見込み）				
	初回面接	1か月後支援 1人あたり30Pと仮定	2か月後支援 1人あたり30Pと仮定	評価終了 1人あたり120Pと仮定	フォローアップ 支援
国民健康保険被保険者	36	28	20	14	2
生活保護受給者	2	2	1	1	0
合計	38	30	21	15	2

	支援期間 4 か月以上実施者数（見込み）						
	初回面接	1か月後 支援	2か月後 支援	3か月後 支援	4か月後 支援	5か月後 支援	評価終了
国民健康保険被保険者	85	66	46	34	21	9	6
生活保護受給者	6	6	6	4	3	2	0
合計	91	72	52	38	24	11	6

※ポイント数および実施者数は推計値であり、その数を確約するものではない。

## 6. 業務の内容

### (1) 基本的な考え方

- ①厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に沿って特定保健指導を実施する。
- ②対象者が特定保健指導を受けやすい体制を整えるとともに、生活習慣病の自覚症状や危機感がない段階の対象者が参加したいと思える特定保健指導プログラム内容とする。
- ③生活習慣改善に向けて実践可能な運動・栄養プログラムを提供し、継続的に実施できるように工夫する。
- ④対象者の年齢や生活スタイル、ニーズや行動変容ステージを踏まえ、地域等の健康情報を積極的に提供し、継続性を視野に入れた特定保健指導を行う。
- ⑤特定保健指導の実施者は、十分な研修を受けた経験のある保健師または管理栄養士等とする。
- ⑥初回面接から実績評価まで同一者が対応できる体制が望ましい。

### (2) 受注者の事前準備

- ①別紙1「船橋市特定保健指導実施計画書」を事前に船橋市に提出する。
  - ②特定保健指導に必要な支援教材や機器は受注者が用意し、教材は船橋市へ事前提出する。
  - ③受注者は、特定保健指導を行う際に使用するウェアラブル端末を用意すること。
- なお、使用するウェアラブル端末は、次の要件を満たすこと。

- ア 装着型（ウェアラブル）であること。
- イ 歩数・心拍数・睡眠情報が測定でき、取得した測定値をアプリケーションと連動でき対象者とデータ共有ができること。

### (3) 特定保健指導利用案内の作成と送付

受注者は積極的支援のプログラム内容及び申し込み方法を掲載した特定保健指導利用案内（以下、「利用案内」という。）を作成、印刷し対象者へ発送する。

月ごとの発送見込み件数は、5。対象者及び実施予定者数を参照すること。

### (4) 申込受付及び利用勧奨の実施

- ①実施場所は受注者が保有する施設とする。
- ②申込受付及び利用勧奨にあたっては、船橋市が毎月提供する利用券等送付対象者の情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、健康診査結果等）を利用すること。
- ③特定保健指導の申込受付は、利用券等送付対象者の状況に合わせて電話や手紙等を用い

て夜間や休日にも行える体制を整え、実施日時や場所について調整する。

- ④利用券等を送付後、自ら特定保健指導の申込が無い対象者に対して、電話や手紙等で利用勧奨を行い、申込を受け付ける。
- ⑤利用勧奨は、利用券等送付対象者の生活スタイルに合わせて夜間や休日にも行き、対象者本人と連絡がとれるよう努める。
- ⑥連絡がとれない者や一度の利用勧奨で特定保健指導の利用に結びつかない者については、船橋市と協議し電話や手紙等で再勧奨を行う等、特定保健指導実施率の向上に努める。また、勧奨結果報告については、対象者が特定保健指導を希望しなかった理由について聞き取りを行い、理由別に集計し報告すること。
- ⑦利用申し込みをしたまま、特定保健指導の利用に至らない者に対しては状況把握を行い、特定保健指導の利用に向けた調整を行う。
- ⑧利用勧奨を実施する場合には、以下についても併せて行うこと。
  - ・健康診査結果に受診勧奨値以上の項目があった者に対する医療への受診勧奨
  - ・特定保健指導の利用に至らなかった者に対する生活習慣改善に向けたアドバイス

#### (5) 特定保健指導（積極的支援）の実施

##### ①支援内容

支援期間は原則として3～6か月間とし、初回面接を行った後継続的な支援を行い、実績評価を行う。3か月で評価終了となった場合は、6か月後にフォローアップ支援（連絡手段は問わないが、メールや文書の場合には一往復以上とする）を行うこと。また、3か月で評価終了とならなかった場合は実績評価を中間評価とし、その後対象者が取り組みを継続しやすいよう月1回程の頻度で連絡を取る。

##### ②実施形態

支援は厚生労働省が作成した「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4・1版)」及び「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」に沿って行うこと。

##### 【初回面接】

- ・個別面接は対象者の希望に応じた方法(対面やオンライン)にて行う。対象者が訪問を希望した場合には船橋市と協議して実施する。
- ・対象者の生活スタイルに合わせて夜間や休日にも対応できる体制を整える。
- ・健康診査から特定保健指導の開始まで数か月経過しているため、原則として開始時に体重、腹囲を確認する。
- ・対象者の健診結果や生活スタイルをふまえ、行動目標および行動計画を作成する。
- ・データ管理、共有のためにウェアラブル端末を支援期間中1人1台貸与すること(原則貸与とするが、やむを得ない場合は付与でも可)。
- ・初回面接が対面の場合は面接時に、オンラインの場合は面接後に対象者へ貸与する。なお対象者への発送、回収は受注者が行うこと。
- ・ウェアラブル端末を希望しない場合にはその他の健康管理に役立つツールを船橋市と検討し付与する。

##### 【継続支援及び実績評価】

- ・面接又は通信(電話又は電子メール等)を利用して実施する。
- ・対象者の生活スタイルに合わせて夜間や休日にも対応できる体制を整える。

##### 【その他の支援】

- ・運動に関する教室に参加希望の利用者には船橋市が行う運動教室を案内する。

- ・船橋市で実施している慢性腎臓病対策事業、糖尿病重症化予防事業と重複する対象者においては、船橋市と連携し保健指導を実施する。
- ・対象者のうち喫煙者に対しては、禁煙に向けた指導を行う。

### ③実施場所

- ・対面面接を実施する場合は、船橋市が指定する場所にて、対象者の生活圏域に配慮して行うこと。なお、遠隔面接を実施する場合は、船橋市情報セキュリティ対策基準を満たし、受注者が保有する施設と同等の支援を行える環境が確保された施設から行うこととし、そのツールを船橋市へ明示すること。
- ・通信(電話又は電子メール等)を利用して実施する場合は、受注者が保有する施設、または船橋市情報セキュリティ対策基準を満たし、受注者が保有する施設と同等の支援を行える環境が確保された施設から行うこと。

## (6) 支援計画及び個人記録の作成

### ①支援計画の作成

行動目標の達成のための行動計画の実践を利用者が継続するために必要な介入・支援等の記録を利用者個々に作成し、必要に応じて利用者への配付等を行い、情報を共有する。

### ②個人記録の作成

厚生労働省が作成した「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4・1版）」に示されている「特定保健指導支援計画及び実施報告書」の内容を含む個人記録を作成・保管する。

## 7. 途中終了者への対応

- (1) 資格喪失・自己都合などで途中終了する者については、船橋市に随時報告を行う。
- (2) 継続支援中に連絡がとれなくなった場合は、速やかに船橋市に報告し、最終支援日から2か月が経過した時点で対象者に脱落認定を通知し、船橋市にもその旨を報告する。脱落認定通知から2週間以内に対象者から再開依頼がない場合は脱落・終了と確定し、船橋市に通知する。

## 8. 利用者からの問い合わせ対応

利用者からの問い合わせについては、連絡先を明確にするとともに常に対応できるよう、フリーダイヤル等連絡の取りやすい体制を整える。

## 9. 利用者からの苦情及び事故対応

利用者からの苦情及び特定保健指導利用中の事故が発生した場合、適切な処置を講じるとともに速やかに船橋市へ報告する。なお、苦情又は事故内容、その再発防止策について報告書を作成し、船橋市へ提出する。事故等の責任及び損害賠償は受注者に帰属する。又、事業の実施に当たっては安全管理のための対策を図ること。

## 10. データの受け渡し等について

- (1) 個人情報を含むデータや紙媒体の受け渡しは、船橋市と協議のうえ適切な方法で行うものとし、使用後に船橋市へ返却する。
- (2) その他、そのものだけでは個人が特定される恐れがない資料等の受け渡しは、メール又は紙媒体にて行うものとする。メールで行う場合は必ずパスワード処理を行うものとする。
- (3) 緊急時に個人情報を含むデータを受け渡す際は、船橋市が指示した受け渡し方法に従うこと。

## 11. 報告

受注者は、下記のとおり船橋市に報告する。なお、詳細については別紙 2、3 のとおりとする。

### (1) 利用勸奨結果

### (2) 予約者リスト

### (3) 実施者リスト

### (4) 特定保健指導の報告

①厚生労働省の定める標準的なデータファイル仕様に基づき作成した、実施内容・結果等を含む電子データ（以下「保健指導データ」という。）

②行動目標、行動計画及び支援内容

③「特定保健指導支援計画及び実施報告書」の内容を記録した個人記録（以下「個人記録」という。）

④指導過程における各種記録類やワークシート類等（以下「指導過程における各種記録類」という。）

⑤特定保健指導の支援の進捗状況のわかるもの（以下「支援進捗状況」という。）

### (5) その他の報告

①手紙等の文書にて利用勸奨した場合は、発送者リストを発送時に船橋市へ提出する。なお、送付する対象者は、船橋市と協議し決定する。

②運動教室の申し込みがあった場合は、船橋市に連絡する。

③成果品作成と発送にあたっては作業工程チェックリストを作成し、業務上のミスを防ぐよう努め、そのチェックリストを船橋市へ提出する。

④業務上のトラブルが発生した場合は、直ちに船橋市に連絡し、速やかに書面にて内容やその再発防止策について報告する。

⑤個人情報取り扱いについて問題発生有無を船橋市へ毎月報告する。

## 12. 支払

積極的支援1件当たりの統一単価に、支援形態による支払割合を乗じた費用を支払うものとする。なお、算定の際に生じた1円未満の端数については切り捨て、遠隔面接等に係る通信機器や環境費用、資料郵送費用、利用勸奨の費用、ウェアラブル端末に係る費用等についても、これらに含むものとする。なお、特定保健指導実施予定日に利用人数が集まらなかった場合でも、キャンセル料等は支払わない。

毎月履行後の請求とし、適正な支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内に受注者の指定金融機関に支払うものとする。

### ア 初回面接

全体の委託料の単価に 40%を乗じた金額とする。行動目標および行動計画を作成した場合に支払う。

### イ 継続的な支援及び実績評価

全体の委託料の単価に 60%を乗じた金額を継続的な支援全てに係る委託料とする。

厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」に規定のある支援実施ポイントを乗じた金額について月毎に請求する。

【計算式】全体の委託料×0.6×実施支援ポイント÷180ポイント（累計 180 ポイントを上限とする）

### ウ 初回面接から 3 か月以降経過後に腹囲 2 cmかつ体重 2 kg減を達成し実績評価終了した後に、6 か月後フォローアップした場合

全体の委託料の単価に5%を乗じた金額とする。

13. 成果品に対する責任

受注者は、業務完了後であっても、受注者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに成果品の訂正をしなければならない。また、これに要する経費は受注者の負担とする。

14. 成果品の管理及び帰属

成果品の管理および帰属は船橋市とする。また、受注者が成果品を公表することについては一切これを認めない。

15. ポピュレーションアプローチとの連動

特定保健指導を実施するに当たり、社会資源を個々の対象者に活用できるように、健康づくり課を始め、公民館等船橋市で実施されているポピュレーションアプローチを含めた生活習慣病対策と連動を行うとともに情報提供を対象者へ促すこととする。

16. 個人情報の保護及び取り扱いについて

- (1) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (2) 受注者は、この業務を行うにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、当該業務終了後であっても知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、この業務に係る個人情報を施錠可能な保管器具で保管すること。
- (5) 個人情報の取り扱い時に過誤が生じることがないように、確認体制を整えること。
- (6) 遠隔面接等の実施においても個人情報が外部に漏洩することがないように「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)に準拠した情報管理など個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (7) 外部サービスを利用する際は、別紙4「船橋市外部サービス選定基準」を満たしたサービスを利用すること。

17. 業務等の調査等

- (1) 船橋市は、保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」について、受注者の公表内容等に関し、詳細を確認する等船橋市が必要と認めるときは、受注者に本業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
- (2) 船橋市からの前項の照会があった場合、受注者は速やかに対応すること。

18. 契約及び支払条件

- (1) 契約は単年度ごとの単価契約とする。
- (2) 業務完了後の請求とし、適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に受託者の指定金融機関に支払うものとする。

19. その他

- (1) 実施にあたっての詳細な内容や本仕様書に定めていない事項については、別途、船橋市と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は必ず船橋市の指示を受けて実施すること。
- (2) 船橋市の要求があった時は、立会い検査に応じること。

- (3) 定期的に（月 1 回程度）船橋市と連絡会を開催し、支援の進捗状況や特に注意が必要なケースについての報告、プログラム内容等についての意見交換を行い、実施率の向上に努めること。なお、受注者は連絡会の議事録を作成し、船橋市へ提出すること。
- (4) 関係書類は、船橋市から指示がない限り契約期間中は保存すること。
- (5) 本事業の契約期間終了時、次の受注者へ引継ぐ場合には、速やかに利用者の保健指導記録等を提出のうえ船橋市と引継ぎを行う。